

平成29年度 第3回 岸和田市障害者施策推進協議会 会議録

会議名	平成29年度第3回岸和田市障害者施策推進協議会
日時	平成30年1月22日（月）午後2時から4時
場所	岸和田市役所 新館4階 第1委員会室
出席委員	寺田委員、岡本委員、泉本委員、岩佐委員、岸上委員、上野委員、浦川委員、根来委員、松崎委員、松藤委員、今口委員、高田委員、西村委員、叶原委員、竹原委員、谷委員、福井委員 以上17名
欠席委員	松端委員、大谷委員、原委員 以上3名
事務局	春木福祉部長、西河障害者支援課長、庄司障害者支援課参事、野村障害者支援課担当主幹、井原サービス担当長、田中障害福祉担当長、鹿谷相談担当主幹、石飛福祉医療担当長、櫻井子育て支援課主幹
傍聴人数	なし
次第	1 開会 2 議事 (1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）について (2) その他 3 閉会
配布資料	<当日配布> 次第 チラシ「誰が決めるん？命のおもさ」 <事前送付> 資料 第5期岸和田市障害福祉計画・第1期岸和田市障害児福祉計画（案）

【議事内容】

事務局：ただいまより、平成29年度第3回岸和田市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。本日はお忙しいなか、また非常に寒いなか、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は大谷委員が欠席、それから松端委員も今回も欠席というご連絡をいただきましたので、申し訳ございませんが、寺田委員に会長代理をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員：異議なし。

事務局：本日の協議会は公開となっております。傍聴の方は、本日はいらっしゃいません。会議の内容は議事録作成のため、録音させていただきますので、ご了承ください。手話通訳のため、ご意見をいただく時は、意見がかぶらないように、ご注意をお

願いたします。それでは、資料の確認をさせていただきます。まずは、次第、それから、事前にお送りさせていただいた計画の案です。それと高田委員から提供がありましたチラシ「誰が決めるん？命のおもさ」、その3つとなっています。それでは寺田会長代理、よろしく願いたします。

会長代理：皆さん、こんにちは。会長も副会長もお休みということで、突如私が会長代理ということでご指名をいただきました。何分、不慣れでございますので、皆様方のご協力、よろしく願申し上げます。それでは座って進めさせていただきます。本日の会議録の署名者は、市のほうから願いたします。

事務局：浦川委員と寺田委員に願いたします。

会長代理：わかりました。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

議事(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）について
資料に基づき、第1章について事務局より説明。

事務局：ここまでで何かご意見等ございますでしょうか。ないようでしたら、次に第2章について、説明をいたします。

議事(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）について
資料に基づき、第2章について事務局より説明。

事務局：以上が第2章です。何かご質問かご意見等ございますでしょうか。ないようでしたら、次に第3章について、説明をさせていただきます。

議事(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）について
資料に基づき、第3章について事務局より説明。

事務局：第3章までが以上となりますが、何かご質問等ございますか。

委員：質問ですが、精神障害について、障害別に資料が出ていたと思いますが、この就労移行支援については一括で出している理由をお聞かせください。施設から一般就労の移行となっていますが。

事務局：これは障害種別ではなく、全体で22人という数字です。

委員：その前の章では、例えば、14ページでは嫌な思いをしたことがあるかなど、障害種別で割合が出ていましたが、就労移行のところでは障害種別では出ていないのですが。

事務局：44～45ページの就労移行支援の利用者数の見込みは、障害種別にはなっていますが、成果目標としては種害種別には出していません。

委員：就労に関してはないということですか。

事務局：成果目標に限って言えばありませんが、45ページの就労移行支援では障害種別に出しています。

委員：45ページですね。わかりました。

会長代理：他に何かございますか。

委員：児童発達支援センターに関して、発達相談員さんが増えたとか具体的にどこか変わったとか、教えていただけませんか。あるいは、次年度に向けて新たにこういう部分が設置されるとかありますか。

事務局：役所のセクションの話で申し訳ありませんが、計画を立てるに当たっては、子育て支援課が担当ですが、事業所として子育て支援センターを運営しているのは子育て施設課とあって、前の保育課になりますので、細かい人員等については今お答えできる者がおりませんので、次回、事務局で確認させていただき、報告いたします。すみません、確認することは、パピー、いながわが総合通園センターになって、相談員の面とか設備の面とか変わったところをということです。

委員：以前、パピーに通園していた時には、年2回発達相談を受けていたのですが、最近は人数も増えたことありますが、年1回しか受けられないとか、発達相談員の先生が常駐ではないとか、色々聞くのですが、今、移行期で大変なこともあるとは思いますが、正確にどういう人数配置なのかとか、どういうことを受けられるのか、パピーやいながわに通っている子以外に、外来のお子さんを受け入れるのに、どのくらい支援していただける方がいるのか、先生方が月1回とか、週に何回とか、どのくらい関わってくれることになっているのかを詳しく教えていただきたい。目標もあればぜひ、それも書いてほしい。

事務局：この計画に載せる分については、そもそも発達支援センターの設置が目標になりますので、岸和田市では設置されているので、後の中の充実ぶりについて具体的にはなかなか記載できないところですが、おっしゃられたところについては、確認していきます。

委員：建物ができたら終わりということでしょうか。

事務局：そういうことはありません。

委員：是非、中身をしっかりしていただき、明記していただきたいと思います。

事務局：とりあえず内容を確認して、次回、ご報告させていただきます。

事務局：他にございますでしょうか。また、後からでもありましたらお願いいたします。では、第4章の説明をさせていただきます。

議事(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(案)について 資料に基づき、第4章1・2について事務局より説明。

事務局：一旦ここで終わって、何かご質問等ございますでしょうか。

委員：地域移行支援ですが、実績で年度をまたいで利用されている方は、どのようなカウント方法になっていますか。

事務局：事業として利用できる期間が決まっていますが、このデータとしては、27年度に利用があった方が28年度に計上されるという場合も考えられます。実態として具体なところは申し上げられませんが、精神障害のある人は、27年度、28年度実質1人という考え方でいいかと思います。

事務局：他にございますでしょうか。では、最後まで説明をさせていただきます。

議事(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(案)について
資料に基づき、第4章3～5について事務局より説明。

事務局：今の説明部分と、全体的でも結構ですので、ご質問等ありましたらお願いします。

委員：数字的なものを教えていただきたいのですが。先程、移動支援に関する数字がありました。説明の中間のほうで、就労支援に関わる問題もありましたので、働きたいという障害者がたくさんいらっしゃる。そういうなかで、障害者の移動支援ということであるならば、自宅から働く場所、あるいは施設から働く場所、そういう所への移動に関する何らかの支援をしていただいた上で、就労の場につなげてほしい。そういうことが求められてるのではないかと思います。それからもう1つは、身体障害者の中に含まれると思いますが、視覚障害とろうあ障害の重複障害の人は、私もそうですが、いわゆる盲聾障害者は、岸和田市ではどのくらいいらっしゃるのですか。具体的な数字だけでも教えてほしい。盲聾障害者の支援について、先程から様々なデータ、あるいはサービスの支援の対象は、身体障害者の区分ではかられることになるのですか。

事務局：就労場所への移動に関しての支援について現状を申し上げますと、事業所によっては、作業所や就業場所までの送迎付きの事業所もあるなかで、送迎がなくて、ご自身で通所しなくてはいけない事業所も多くあります。市としては基本的には作業所への通所は、1か月は本人さんの練習、2か月目からは本人さん自身で通っていただけるようにということで、1か月限定の就労支援はしています。ただ、その継続というところまでは支援の枠は広げていません。地域支援事業のあり方としては、今後内部としては継続的に検討していこうとは思っております。

事務局：重複障害については、今数字を持っていないので、確認でき次第お示ししたいと思います。

委員：就労に関する支援について、事務局から説明がありましたが、当初の1か月に限定しているという話ですが、将来的には恒久的な支援のあり方につなげてほしいのですが、やはり1か月だけでは、働く本人もなかなかなじめない。自らで通ってください、自らで行ってください、そういうことでは、将来的な働く気はあっても、移動が困難なということであれば就労を断念せざるを得ない状況が起きるのは必定だと思います。だから、必要な支援は是非継続して、早急な対策をお願いしたいと、重ねてお願いしときます。それから、盲聾障害者の問題について、

市民の状況をつぶさに明らかにしていただきたい。また、盲聾障害者の場合、どこのサービスの中に入るのかということで、お願いしました。

委員：就労のことですが、就労は自分自身は行きたいが、介護保険の通所介護は受けることができないというルールがあるということで。通所介護のリハビリも受けたいし、就労もしたいという希望が多いのですが、そういう人には就労を辞めなさいという答えしかないのでしょうか。通所介護のリハビリも受けたいし、就労もしたいという思いを持っている人がいることを知ってほしい

事務局：介護保険が利用できる年齢になって、そこでのリハビリをしたい、デイサービスに通いたいということであれば、勿論そちらに行ってください。ただ、就労継続支援B型に引き続き通いたい、それに代わるものが介護保険制度には今の時点ではありませんので、その分の継続に関しては、65歳以上なったとしても通っていただくことは可能です。ただ、メニューにより、例えば、65歳に到達した時点で就労継続支援B型を初めて支給決定できないとか、細かなルールがありますので、そこはこちらもご相談しますので、なるべくご希望はおっしゃっていただいて、その必要性を確認させていただいて上で、なるべくそういうような形での支給決定をしている現状です。

委員：確認ですが、66ページの地域活動支援センター事業の利用者数ですが、これは来た人の延べではなくて、登録されている人の人数ですか。

事務局：毎年、事業所さんからあげていただいている人数で、実人数だったと思います。

委員：あ、わかりました。1年度中に1回でも来た人の人数を足すということですね。

委員：先程、視覚障害、聴覚障害の方の問題もありましたが、障害の程度とか種類も増えてきていると思います。それによってサービスもニーズが変わってくると思いますので。医療ケアの必要な子どもさんが、岸和田市に何人いるのか。そしてその方の中の何人がこのサービスを使えているのかとか、そういうことも私たちは把握したいと思います。それと肢体不自由児父母の会では、知的障害と身体障害の重複障害が非常に多いです。この計画で見ると、身体障害に入っているのかなと見ていますが、そちらもお聞かせいただけますか。

事務局：医療的ケアが必要なお子さんについての実態については、ここで明確には返事ができません。市で手帳をお持ちの方で、各事業を利用するに当たって、お子さんの状況をお聞きするなかで、医療的ケアが必要というお子さんの調査票を残していますが、その数としての実態は市ではつかんでいません。もう一点、重複障害児のカウントの仕方ということですが、受給者証としては、児童という区分で色々な統計を上げるということになっています。ですから、その方が身体障害があっても、知的障害があっても、精神障害があっても、いずれも児童という統計になってしまうので、そのうち重複障害児が何人かという場合、データを作り直した上での解析が必要かと思います。

委員：とても不思議だなと思ったのですが。児童というのは18歳までですよ。それ以

上大きくなったら、どちらに入るのですか。

事務局：それも本人さんに1人ずつ聴き取りをさせていただいた上で、例えば、身体と知的の重複の方でしたら、どちらがよりメインに支援を必要とするかという視点で、必要度の高いほうにカウントして、身体、知的のいずれかに入れます。

委員：できれば、重度は重複の項目が必要です。というのも、肢体不自由児父母の会の子どもはAの1級という子が多いです。命すれすれのところで助かって、成人を迎えたという人の場合は、Aの1級です。その方の必要なサービスは、また違ってくると思います。設備にしても色々な設備が必要になると思いますし、医療的ケアの必要な人と同様に、看護師の配置や色々な設備が必要かと思います。そこは、別項目でお願いしたい。更新の時は、かなり詳しく聴き取り調査をしていたので、てっきりつかんでいただいていると思っていましたので、そのへんはよろしくをお願いします。

事務局：手帳のデータとしては、療育手帳Aに身体1級若しくは2級というのは重度心身障害者という、障害者数としてのカウントはできるようにはなっています。それを踏まえてのサービス利用の実態の把握ができていない状況です。

委員：今後、お願いします。

委員：今の話も絡めて、第4期の評価を踏まえて第5期ということで、数字での評価になっていますが、先程からの各委員の話を聞いていても、やはりなかなか数字だけでは実態が見えてこない。この計画を進めて、本当に支援を必要とする障害児者の暮らしが改善できるのかということについては、やはり深く検証する必要があると思います。私どもの施設でも、知的、身体、精神の方が利用していますが、単一障害の方はほとんどいません。何らかの重複の方、加えて疾病を持っている方もいますので、先程の身体と知的の障害でどちらのサービスかというのは、どちらも必要。プラス医療的なケアも必要というのが、ここでいう医療の課題が非常に切実になっている。厚生労働省も、これは実態を反映しなければいけないということで、策としては障害児の医療は力を入れています。そういった意味では、手帳所持者で医療ケアが必要な方も伸びているというのは、活用できる制度の広がり期待しているのかなと思っています。ですから、こういった事業についても実態を把握した上で、策に反映していくということと、子どもが5年、10年経つと大人になっていく。そうすると、成人の就労支援事業などの通所サービスを使うということになる。そういった場合の医療的な支援について、どう考えるかという、計画については将来を見据えた計画を立ててほしいと思っています。具体的には、今の私どもの事業も今まで、医療的ケアが必要な方の希望はなかったのですが、今の高等部の3年生くらいの方から、気管切開からの吸引とか酸素吸入、胃ろう、経管での栄養管理など、こういった方たちが、これから進路を希望していくというのが、我々の実態把握からも増えています。そういった意味では、小さい子どもが医療を受けて命を永らえて地域で暮らす、ここまでは前進しますが、ここから先の総合的な施策がやはり必要ではあると思っています。特にここ

は実態を把握して反映していただきたいと思います。もう一点、よろしいですか。地域生活支援拠点、これも前からの話にもありましたが、拠点をつくる、同時にグループホームあるいはショートステイの場合、私は必要と思っています。ただ、ここでは拠点の整備ではなく、分担機能を担う体制ということで強調していますが、やはりこれも場がなければ地域に移行しようかという相談も利用を控えますし、そこは一緒に考えないと、のりませんよね。グループホームもショートステイもないなかで、移行しようかといっても、矛盾を広げるだけになりますし、親亡き後ではなくて、親が元気なうちに早く自立させたいというのが、お母さん方の思いでもありますので、そういう意味では、親が亡くなった方たちの切実な状況はありますが、Sの向こうに元気な親御さんが手元から離して、一人前に暮らさせてあげたいという思いもありますので、そのへんを4期で評価して第5期にどう結びつけるかという、もう少し丁寧な中身の評価をしていただきたいと思います。

委員：今のまさしく親亡き後、この25ページのところにも書いてありますが。私が58歳で、娘が28歳です。私の目標は、娘が40歳になるまでに離したいです。40歳で、私は70歳です。でも70まではみるつもりでいます。この中に70歳まで子どもさんと一緒に寝ている人はいらっしゃいますか。ないと思いますが、70歳までは子どもをみるつもりでいます。何故かという、そういう所がないからです。理想は、まずうちの子どもは作業所に行っています。たまにお泊りをしています。そのたまにお泊りしている所が、今は1か所しか、安心して預けられる所がないのです。その自分が行っている作業所の所で月に1回だけ泊まっています。それをもう少し数を増やして、安心して預ける所を増やして、だんだん子どもと離れる時間を作りたい。ショートステイといいますが、そのショートステイが本当にその子に合うようになって、私も安心して預けられるようになれば、グループホームに入りたい。グループホームに行って、作業所にも行って、土日は家に帰って来る。家族と映画に行ったり、美味しい食事をしに行ったり、というような生活をしたい。で、私が自分の体が自分でどうにもできなくなった時には、その時にはみていただきたいというのが願いですが、今はないんです。そういうのを次の計画でしっかりと、夢物語で終わらないように造っていただきたい。皆さんの力で、お願いします。

事務局：貴重なご意見、ありがとうございます。まず、計画の中身ですが、大阪府や国の数値の出し方でもありますので、計画の中身としてはまだまだ色々あるかとは思いますが、我々としては必要な状況の把握であるとかはやっていきたいと思えます。あと、地域生活支援拠点につきましては、事業所にもご協力いただきながら、今年度、相談と施設のほうでワーキングをしています。勿論、1つ拠点ができて、グループホームやショートステイがあるのが一番いいのですが、なかなか造るといのがかないませんので、まずは現在のところ、面的整備でできるところから始めていくということで、ご理解いただきたいと思えます。

委員：色々ありますが、2ページの2のところですが、「障害のある人が職場で働くにあたっての支援を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）」で、提供する努力ではなくて、提供義務となっています。精神障害の人が働く場合の合理的配慮というのは非常に微妙です。この背景の障害者権利条約では、合理的配慮というのは、障害に合わせて、障害者が健常者の社会に合わせるのではなくて、社会が障害者に合わせて配慮してくれというのが合理的配慮と理解しているのですが、それが提供する義務。職場は民間が多いと思いますが、民間でも合理的配慮の義務があると。具体的にそれは何を意味しているのかというのが、非常に精神の場合は微妙です。この前、家族会の講演で話をしてもらったのですが、かなりこういう状態になってからというのが多いです。こういう状況になったら働けますよという説明の仕方が多かった。でも障害者権利条約の精神から見れば、社会が働けるようにする条件を作らなければならない。精神の場合、そんなに長く働けない人が普通なんです。それを職場が配慮してもらえるのかどうかです。発達障害の人が、配慮した職場で対応しているというのが出ていましたが、多分、それは特殊な例かなと。一般的にはそこまでいってないと思いますが、ここの提供義務というのは、何を意味しているのかをお聞きしたい。まとめて質問しますが、精神障害の場合、医療と福祉がそんな区別されていない。だから地域のケアをするということでも、やはり往診してくれるかどうかというのは、非常に大きな課題。精神障害の人で病院にかかっていない人はほとんどいない。だから、ここの福祉のことを考えた時に、医療的なサービスがない。お医者さんにかかるのはそんなに問題ではない。医者に行けるのなら普通の生活もできる。困るのは、お医者さんにも行けない。その時が本当に困っている時で、その時に医療は助けてくれない。そういう生活の困難さがある。往診してくれるお医者さんは貴重な人材。すごく有名な人とか、テレビに出ている人、すごい犠牲精神のある人とか、この辺でそんな人はいるのですかねと聞きたくなるぐらいです。だから、この冊子を作る時に、そのへんの関係はどうなっているのか聞きたいです。それから地域移行が進んでいるという時に、精神病院の数がどのくらい減っているのかを参考にしないと、どれくらい地域移行が進んでいるかは出てこないですよ。そういうのが抜けている。精神の場合、そのへん、医療も福祉も一緒くたになっているということをもう少し考えてほしいと思う。それから、10～11ページに精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療の受給者数があり、自立支援医療が手帳所持者の2.1倍くらいと書いてあるが、ここの問題って何かとったりしますが、自立支援の場合、医療費が助かるなど。でも手帳はどれだけ助かっているのか？というところがある。21ページに「障害種別によらない一元的な福祉サービスの実施」とあるが、うちはおかげさんで大分元気になってきました。この間、大熊一夫さんの講演に一緒に行くと言ったのですが、東岸和田から天王寺まで電車で立ってられないため、ヘルプマークを付けていても席を代わってくれる人はいない。

そのため、有料道路を使って車で行ったのですが、料金が3,200円かかった。障害者手帳を持っている人は半額になりますよね。だから帰りは地道を走ってきましたが。こういう障害種別によらない一元的な福祉サービス等と、堂々と書いてあるのですが、なかなかそうもっていない現状があるというのを知ってほしい。それから今日、ここへ来れたのは、移動支援をやっと使えるようになったんです。いつも月曜日は公民館の書道に行っていて、僕が送っていたのですが、移動支援が使えるようになった。ケアマネさんに電話したら、タクシー利用券があるでしょと言われたが、精神はないんです。ここに障害種別によらないと書いてあるのですが、全然そうじゃない。高速道路の割引くださいと言ったら、精神はありませんと、それで終わり。まるでもらいに行った方が悪いような。

委員：前任の方も頑張っていました。タクシー利用券は精神の場合、重度の方しか出ないとおっしゃっていました。

委員：そう、1級だけ。1級というのは、外に出ない人です。

委員：そう言ってました。入院している人なので、必要ないと。

委員：うちの会には1級の人はいない。交通の割引も1級の人が出るということですが、1級は1割なんです。身体なら5割近い人がいける。そういう差別が残っているなかで、21ページに、障害種別によらない一元的な福祉サービスと書いてあるが、根本的に違う。そこらへんもはっきりと書いてほしい。障害種別で差別があると。ショートステイでも、前の時に言わせてもらいましたが、無茶苦茶少ないですよね。これは精神の人が利用できるところまでいかない。移動支援でも、うちは、昨年度は月35時間とったんですが、でも1回も使っていない。そこまでいかない。やっと訪問看護の人と仲良くなって、旅行に行った時に、運転手さんがすごくいい人で、その人の影響でがらっと変わった。大熊さんの講演も昔だったら行かなかったのが、行きたいと言うようになった。そこまでもっていくのが、無茶苦茶大変なんです。そういうことを踏まえないで、見込みだろうと。それは支援が必要ではなくて、支援ができていないからなんです。支援が必要なんです。そういうことも理解してほしいと思います。

委員：他の障害は年々見込みが増えているのに、精神は手帳所持者も増えているのに横並びの数字というのはおかしいのではないですか。

委員：昨日、何気なく厚労省のホームページを見たら、若者就労支援という項目があったんですが、障害者の若者の就労支援をやってくれないかなと思いました、だからこの障害支援課だけで検討するのではなくて、もっと大きな視点で話し合っしてほしいと思います。厚労省が若者の就労支援と言うならば、そこに障害者も入れるべきだと思います。

事務局：答えられる限りでお答えします。2ページについては、法的な義務と努力義務の意味合いをまとめて書いてあります。福祉と医療について、この計画の中では医療、往診について記載するところはないのかなというところです。10～11ページは、もともとの計画は手帳の人数しか載っていないで、本来の精神障害者の人数

は手帳だけでははかれないということもあり、自立支援医療の受給者数を前回は載せたので、今回も載せています。21ページは、障害福祉サービスの中での話ですが、そこでは障害種別によらずに、個々の状況に応じて支援をしています。我々が仕事をする上では、精神の方はまだまだ交通機関であるとか、助成に関しては同じではないということは認識しています。それを踏まえて、今後も仕事をしていきたいと思うところです。

委員：いい恰好しないで、できていないところはできていないと。岸和田だけができるとは思っていない。奈良へ行ったら大分違うし、九州では交通の割引ができています。できてきているのに、なかなか大阪はできないと。岸和田でそれを議論しても無理というか、私たちの責任と違いますと言われたら、そうですかという面もあると思いますが、でも変えてほしい。できてない面も書いてほしい。

委員：まだ課題も残していますというような一文を入れたらどうですか。

委員：まるで問題が無いような書き方をしているので。

事務局：書きぶりについては、整理をさせていただきます。就労については、産業振興課なり、色々なところで協議する場もあるかと思しますので、具体的にどう進めるかという、確かに進んでいないところもあるかと思いますが、それも意識して進めていきたいと思えます。

会長代理：他にありますか。

委員：感じたことですが、アンケートの集計のところ、課題を矢印であげてあるのはわかりやすかったと思えました。これは余談ですが、希望ですが、いよやかに行ったのですが、福祉相談というのがあったんです。バリアフリーの1棟しかないコテージの時に、大浴場に入れない兄のために、内風呂に入れるためにシートと浴室に入れるための高めの座椅子を借りるためフロントに電話したのですが、1年に2、3回利用していたのですが、一向に改善されない。それができたら嬉しいなということと、それにからめて、福祉用具の展示が社協の一角にありますが、あんな大々的でなくてもよいので、お風呂に関してのものを置くとか、PRしていただくとかしていただいたら啓発にもなるのかなと感じました。

委員：あそこの経営とか管理はどこがやっているのですか。

事務局：指定管理で、観光課が担当してまして、会社名まではわかっていません。

委員：条件を付けることは可能ですよね。

事務局：もし具体的に我々のほうからでも言えるようなことでしたら。

委員：最後にこれを説明させていただいていいですか。皆さんに、先にお配りしています「誰が決めるん？命のおもさ」というチラシですが、この犯人に対して許せないという気持ちで悶々としていたのが、形にできたということで、3月4日の日曜日、1時半から4時までですが、是非、皆さん、お時間を作って来ていただけたらと思います。今日もたくさんチラシを持ってきているので、配りたいというのがあれば、声をかけていただけたら持ってきていますので、よろしく願いいたします。後ろを見ていただいたら、今、手話通訳をされている碧い鳥の方も

来ていただけたりもしますし、健常児のお母さん、「いっしょにね」というグループで22年間、障害児のために走ってくれたお母さんも登壇してくれたりとか、バラエティに富んだ年齢になってきて、社協さんが後援してくれたおかげで、ポスターもいい所に貼らせてもらったり、ということもありまして、ありがとうございます。皆さん、よろしく願いいたします。

委員：その他の項目ですが、障害者歯科の助成整備について、進捗状況を教えてください。

事務局：障害者歯科につきましては、まだ具体的な部分で、運営の仕方であるとか、その他調整を進めているところです。なるべく早急に実施に向けていけるように、協議を詰めていきたいと考えているところです。

会長代理：他に、その他でございませんでしょうか。それでは、皆様にはいいご意見をたくさんいただいたと思います。役所も聞くだけではなしに、真剣に今言っていたご意見を考えていただけたらと思いますので、できる範囲から進めていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。他にないようでございませので、これをもちまして閉会とさせていただきます。

事務局：ありがとうございました。計画に関しましては、いろいろご意見をいただきましたので、修正できるところは修正して、来月からパブリックコメントを行いまして、また3月下旬に協議会を開催させていただきますので、お忙しいところではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。
本日はありがとうございました。